



14時30分 厚生労働省同時発表  
岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和7年12月24日(水) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
障害福祉課	地域生活支援係	野崎	内線 3486 直通 058-272-8314 FAX 058-278-2643

## 令和6年度における県内の障害者虐待の状況の公表について

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第20条の規定に基づき、県内施設等における令和6年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況について公表します。

### 記

#### 1 虐待判断件数（括弧内は令和5年度の件数）

施設従事者等による虐待	養護者による虐待
20件（11件）	21件（14件）

#### 2 施設従事者等による虐待と判断された案件（20件）に関する状況

	施設等種別	職種	虐待の状況	講じた措置
①	就労継続支援A型	サービス管理責任者	・利用者（30代・50代女性）の胸を触る等のわいせつな行為やわいせつな内容のメッセージをSNSに送付した。	・立入調査 ・改善指導 ・改善報告の提出 ・指定の効力の全部又は一部停止
②	障害者支援施設	生活支援員	・利用者（20代男性）に対し、暴言を吐き、後頭部を叩いた。 ・利用者（50代女性）が、冷蔵庫の中のものを勝手に食べたため、罰としてその日のおやつを抜きにした。	・立入調査 ・改善指導 ・改善報告の提出
③	共同生活援助	管理者	・夜間に、利用者（20代男性）の居室を施錠し、外出できないようにした。	・立入調査 ・改善指導 ・改善報告の提出
④	就労継続支援B型	管理者	・利用者（60代男性）に対し、暴言を吐いた。また、顔に雑巾を投げつけた。 ・利用者（20代男性）の頭を掴んで揺さぶった。	・立入調査 ・改善指導 ・改善報告の提出

⑤	児童発達支援 放課後等デイサービス	代表者	・複数の利用者（20歳未満男性・女性）に対して、トイレのドアを全開にしたまま排泄させていた。	・立入調査 ・改善指導 ・改善報告の提出
⑥	放課後等デイサービス	保育士 管理者	・利用者（20歳未満男性）が職員を叩いたため、叩き返した。 ・複数の利用者（20歳未満男性・女性）が利用している部屋に鍵を掛け、閉じ込めた。	・立入調査 ・改善指導 ・改善報告の提出
⑦	障害者支援施設	生活支援員	・利用者（50代男性）が、食事を吐き出した際、利用者の左頬を強く叩いた。 ・利用者（50代男性）が食事をこぼしたのに気づき、頭部を拳で小突いた。 ・部屋に戻らない利用者（40代女性）を部屋に戻すため、両足を持ち上げ、引きずりながら移動させた。	・立入調査 ・改善指導 ・改善報告の提出 ・指定の効力の全部又は一部停止
⑧	障害者支援施設	生活支援員	・利用者（40代男性）が、他人の飲み物を奪って走り出したため、後ろから羽交い締めにし、頭、腕、肩を叩いた。	・立入調査 ・改善指導 ・改善報告の提出
⑨	就労継続支援B型	生活支援員	・真夏の炎天下に、事業所から離れた場所で、利用者（20代男性）一人だけで草刈りをさせた。	・立入調査 ・改善指導 ・改善報告の提出
⑩	就労継続支援B型	生活支援員	・複数の利用者（20～60代男性・女性）に対し無視したり、威嚇的・侮辱的な発言をした。また、夏の暑い中で、エアコンをつけずに働かせた。	・立入調査 ・改善指導 ・改善報告の提出
⑪	障害者支援施設	生活支援員	・居室に戻ろうとしない利用者（40代男性）に対し、複数の職員が侮辱的な発言をした。	・立入調査 ・改善指導 ・改善報告の提出
⑫	児童発達支援 放課後等デイサービス	児童指導員	・騒いでいる利用者（20歳未満男性）を大声で怒鳴った。 ・利用者（20歳未満男性）に対し、大声で怒鳴り、首元を掴んだ。	・立入調査 ・改善指導 ・改善報告の提出
⑬	共同生活援助	管理者	・火傷をした利用者（40代男性）に対し、受診が必要にも関わらず、受診させなかつた。 ・利用者（50代男性）が、他人の夕食に手をつけようとしたため、利用者の首に腕を巻き付け、テーブルの上に押し倒した。 ・ベッドの横で転倒した利用者（60代男性）が助けを求めるが、放置した。	・立入調査 ・改善指導 ・改善報告の提出
⑭	障害者支援施設	生活支援員	・利用者（60代男性）が、車椅子から立ち上がりこうとした際に、上着を引っ張って着座させた。また、車いすから床に倒れこんで動こうとしない利用者の臀部あたりを蹴った。	・立入調査 ・改善指導 ・改善報告の提出
⑮	共同生活援助	代表者	・利用者（30代男性）に対して、暴言、叱責、威圧的な態度をとった。また、利用者の居室の鍵を取り外し、入室できないようにした。	・立入調査 ・改善指導 ・改善報告の提出
⑯	障害者支援施設	生活支援員	・利用者（30代男性）が、食事中に食器を投げたことに腹を立て、利用者の頭を叩いた。	・立入調査 ・改善指導 ・改善報告の提出

⑯	共同生活援助	代表者	・複数の利用者（20～60代男性・女性）から食材料費を過大徴収していた。	・立入調査 ・改善指導 ・指定の効力の全部又は一部停止
⑰	共同生活援助	代表者	・複数の利用者（20～50代男性・女性）から食材料費を過大徴収していた。	・立入調査 ・改善指導 ・指定の効力の全部又は一部停止
⑱	生活介護	生活支援員	・怪我をした利用者（30代男性）に対し、その原因を強い口調で問い合わせた。	・立入調査 ・改善指導 ・改善報告の提出
⑲	就労継続支援A型	職業指導員	・利用者（40代男性）に詰め寄り叱責し、蹴りつけるそぶりで威嚇した。また、利用者を突き飛ばした。	・立入調査 ・改善指導 ・改善報告の提出

＜参考：公表に関する法規定＞

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

（平成23年法律第79号）

第20条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

（平成24年厚生労働省令第132号）

第3条 法第20条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
- 二 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種